

令和2年度第7回南関町農業委員会会議録

令和2年10月12日(月)
午前9時30分開会
南関町役場 第一会議室

一、開会宣言

二、議事日程

1. 開 会
2. 農業委員憲章朗読
3. 会長挨拶
4. 議事録署名人の指名
 - 3番 菅 原 和 義 君
 - 4番 末 竹 信 雄 君
5. 議 事
 - 第30号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 第31号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 第32号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第33号議案 農地利用集積計画の承認について
 - 第34号議案 非農地証明について
 - 第35号議案 非農地通知について
6. そ の 他
7. 閉 会

三、出席委員は次のとおりである。(11名)

会長 竹島 久利 君	副会長 釘崎 眞貴子 君
1番 片山 幸次 君	2番 橋本 勝 君
3番 菅原 和義 君	4番 末竹 信雄 君
5番 荒木 茂 君	6番 西山 良輔 君
7番 片山 カツ子 君	8番 山本 精武 君
9番 大倉 公泰 君	

四、欠席委員は次のとおりである。(0名)

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

事務局長 田口 明 君

書記 上田 賢 君

令和2年度第7回南関町農業委員会会議録
議事の経過

-----○-----

開会 午前9時30分

1. 開会

○副会長（釘崎 眞貴子君） それではご起立ください。時間がまいりましたので、ただいまより令和2年度第7回南関町農業委員会総会を開会いたします。礼。着席。

○事務局長（田口 明君） 本日は委員の皆様全員ご出席でありますので、総会が成立することを報告いたします。

-----○-----

2. 農業委員憲章朗読

○事務局長（田口 明君） それでは農業委員憲章朗読を1番、片山委員さん、よろしくお願ひいたします。

○1番（片山 幸次君） （農業委員憲章は省略）

○事務局長（田口 明君） ありがとうございます。

それでは、総会開催にあたり、会長挨拶をお願いします。竹島会長、よろしくお願ひします。

-----○-----

3. 会長挨拶

○会長（竹島 久利君） おはようございます。

いよいよ稲刈りも、もう8割方済んだらうと思えますけれど、この忙しい時期に委員会を開きまして、皆さん方ご協力をありがとうございます。

それでは審議に入ります。よろしくお願ひいたします。

○事務局長（田口 明君） ありがとうございます。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条により、以降の議事の進行は、竹島会長にお願ひいたします。

なお、発言しようとする委員は、議長の許可を受けなければならないとなっております。また、携帯電話につきましては、音が鳴らないように対応をお願ひいたします。

それでは、竹島会長、よろしくお願ひいたします。

-----○-----

4. 議事録署名人の指名

○議長（竹島 久利君） はい。それでは、これより議事に入ります。

本日の議事録署名人を指名をいたします。今回は議事録署名人として、3番、菅

原委員、4番、末竹委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

なお、今回は前回に引き続き、新型コロナウイルスの感染防止のため本総会の開催時間をできる限り短縮することを目的として、事務局が行う議案審議の説明については事前に資料を配布しておりますので、必ず最小限度によりよろしくお願いをいたしておきます。

-----○-----

5. 議 事

○議長（竹島 久利君） それでは、議案審議に入ります。

第30号議案、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

本件について、現地に出向されました農業委員より説明をお願いします。

1番、私のほうから説明をいたします。

第30号議案は、農地法第3条第1項の規定で所有権移転許可申請の1件でございます。譲渡人から譲受人への贈与による所有権移転の申請となります。現地の確認を行い、審査などの協議、検討をした結果、農地法第3条第2項の規定により不許可案件の該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。

審議のほどよろしくお願いをいたします。

続きまして、2番、大倉委員、お願いします。

○9番（大倉 公泰君） おはようございます。大倉です。受付の110番ですね。第30号議案、農地法第3条第1項、所有権移転許可申請の2番についてご説明いたします。私と事務局で現場のほうに行きました。この地図を見てもらうように荒れっぱなしで、昔はここはお茶を作っておられましたので、昔は(不明)も多かったんじゃないかと思います。今は荒れ放題でイノシシの住処となっておりますので、買われた人にしっかりと管理してもらいたいと思います。

現地の確認を行い、業者からの売買による所有権移転の申請となっております。現地で確認を行い、申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は相当であると結論でございます。

どうぞ、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございました。委員の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

第30号議案について、原案どおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第30号議案は、原案どおり決定をいたします。

続きまして、第31号議案、「農地法第4条第1項の規定による転用許可申請について」を議題といたします。

案件は、1件1筆でございます。

なお、本案件について、第32号議案は「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」関連議案がありますので、同時の審議をお願いいたします。

本件について、現地調査に出向されました農業委員より説明をお願いします。

4番末竹委員。

○4番（末竹 信雄君） 第32号議案、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の8番から10番についてご説明いたします。

転用目的は、駐車場及び資材置場で申請地の農地区分は、公共投資がされていない、農地の広がり10ha未満であることから、第2種農地と判断されます。現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしており、また排水計画、被害防除とも問題ないとの協議結果でございました。

ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（竹島 久利君） それでは、5番荒木委員、お願いします。

○5番（荒木 茂君） 5番、荒木です。

第31号議案、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の1番及び、第32号議案、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請1番から7番についてご説明いたします。

転用目的は太陽光発電施設と、その太陽光施設への通路となります。申請地の農地区分は、公共投資がされていない、農地の広がり10ha未満であることから、第2種農地と判断されます。第31号議案、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の1番及び、第32号議案、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請6番と7番の転用目的は通路です。

次に、第32号議案、農地法5条第1項の規定による農地転用許可申請1番についてですが、転用目的は太陽光発電施設です。土地利用計画は、太陽光パネル252枚の設置、通路等に利用する計画です。

次に、第32号議案、農地法5条第1項の規定による農地転用許可申請2番についてですが、転用目的は太陽光発電施設です。農地利用計画は、太陽光パネル252枚の設置、通路等に利用する計画です。

次に第32号議案、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請3番から5番についてですが、転用目的は通路です。

現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしており、また排水計画、被害防除とも問題ないとの協議結果でございました。

ご審議、よろしく申し上げます。

○議長（竹島 久利君） ありがとうございます。委員の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。何かございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） それでは、ないようでございますので採決をいたします。

第31号議案、第32号議案について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第31号議案、第32号議案は、原案どおり決定をいたします。

続きまして、第33号議案、「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。本案は、農業経営基盤強化推進法に基づく、農地利用集積計画の15件、24筆でございます。

目を通して、何かご意見、ご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） それでは、ないようでございますので採決をいたします。

第33号議案について、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第33号議案は、原案どおり承認をされました。

続きまして、第34号議案、「非農地証明について」を議題といたします。本案件は1件の1筆でございます。

本案について、何かご意見、ご質問ございませんか。何かございませんか。

○9番（大倉 公泰君） 私からちょっと現地調査行きましたので。〇〇〇の〇〇〇というところですね。これもさっきの第34議案の人と同じ人が経営している畑です。これも昔はお茶畑を作られておられました。もう3年ぐらい前から私は非農地ということで、申請しておりましたけど、この方が買うような、まだ買ってはおりませんが、買うような立場で非農地にしてくださいということで事務局に相談があって、私と事務局と3人で見に行って、なるほどもう山林みたいな恰好しておりましたので、先ほど言いましたようにイノシシがくるような状態でございますので、これは非農地でいいじゃないかなと思って私も承認をしたわけでございます。

どうぞ、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（竹島 久利君） ありがとうございます。何か、ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

第34号議案について、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第34号議案は、原案どおり承認をされました。

続きまして、第35号議案、「非農地通知について」を議題といたします。本件は2件でございます。

書類は肥猪と長山の分ですね。何かございませんか。

○9番（大倉 公泰君） 1番非農地で107号の2と書いてある302㎡で書いてあるところがですね、これは何か見ると300なんよりも田んぼの面積が若いのが大きいような感じがしますが、数字は間違いありませんか。

○書記（上田 賢君） はい、間違いありません。地図の見え方はすいません、縮尺の問題もありますので、なかなかぱっと見では面積が見つらいかなと。

○9番（大倉 公泰君） はい、わかりました。

○書記（上田 賢君） 片方はすみません、見やすいように片方の肥猪の分は500分の1で作っております、長山の分は800分の1で作っておりますので、なかなか比較としてはしづらいかなと思います。

○9番（大倉 公泰君） はい、わかりました。

○議長（竹島 久利君） ほかに、ございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので採決をいたします。

第35号議案について、非農地を判断することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第35号議案は、原案どおり承認をされました。

-----○-----

7. 閉 会

○議長（竹島 久利君） それでは、本日の議案はすべて終了いたしました。

本日の議決事件などの字句の整理を議長に一任いただきたいと思います、異議ありませんか。

（はいの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、処理することにいたします。

皆さん方には慎重審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、議長の席を下りさせていただきます。

○事務局長（田口 明君） はい、ありがとうございました。

それでは、閉会を副会長、お願いいたします。

○副会長（釘崎 眞貴子君） はい、ご起立ください。

これをもちまして、第7回農業委員会総会を閉会いたします。礼。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前9時52分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人